

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種管理に関する事務 基本項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倶知安町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

倶知安町長

公表日

令和4年1月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種管理に関する事務
②事務の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法という。）の規定に従い、予防接種法に基づく予防接種に関する業務を遂行するにあたり、特定個人情報を取り扱う。①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者等の事務処理 ②定期予防接種及び臨時予防接種を実施した際の接種歴の管理 ③健康被害の救済措置による給付に関する事務 ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録。接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供。予防接種証明書の交付）
③システムの名称	健康管理システム（予防接種管理）、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会） 番号法第19条第8項 別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 （情報提供） 番号法第19条第8号 別表第二16の2の項、115の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉医療課
②所属長の役職名	福祉医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	俱知安町総務課法務支援係 〒044-0001 北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	俱知安町福祉医療課保健指導係 〒044-0001 北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で 定める事務を定める命令 第10条	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第二の17、18、1 9の項	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第二の17、18、1 9の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 13条、第13条の2	事後	
平成29年10月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7項 別表第二の16の2、1 7、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 13条、第13条の2	(情報照会) 番号法第19条第7項 別表第二の16の2、17、 18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 12条の2	事後	
平成30年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	福祉医療課長 川南 冬樹	福祉医療課長(保健福祉担当) 黒田 智	事後	
平成30年4月16日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	倶知安町福祉医療課保健医療室保健指導係 〒044-0003 北海道虻田郡倶知安町北3条東4 丁目保健福祉会館	倶知安町福祉医療課保健指導係 〒044-0003 北海道虻田郡倶知安町北3条東4 丁目保健福祉会館	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	福祉医療課長(保健福祉担当) 黒田 智	福祉医療課長	事後	
平成31年4月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、予防接種法に基づく予防接種に関する業務を遂行するにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者等の事務処理 ②定期予防接種及び臨時予防接種を実施した際の接種歴の管理 ③健康被害の救済措置による給付に関する事務 ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、予防接種法に基づく予防接種に関する業務を遂行するにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者等の事務処理 ②定期予防接種及び臨時予防接種を実施した際の接種歴の管理 ③健康被害の救済措置による給付に関する事務 ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	
令和3年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第10条	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令 第10条、67条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7項 別表第二の16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	(情報照会) 番号法第19条第7項 別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	
令和3年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、予防接種法に基づく予防接種に関する業務を遂行するにあたり、特定個人情報を取り扱う。 ①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者等の事務処理 ②定期予防接種及び臨時予防接種を実施した際の接種歴の管理 ③健康被害の救済措置による給付に関する事務 ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という。)の規定に従い、予防接種法に基づく予防接種に関する業務を遂行するにあたり、特定個人情報を取り扱う。①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者等の事務処理 ②定期予防接種及び臨時予防接種を実施した際の接種歴の管理 ③健康被害の救済措置による給付に関する事務 ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(ワクチン接種記録システム(VRS)への登録。接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供。予防接種証明書の交付)	事後	
令和3年8月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康管理システム(予防接種管理)、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム(予防接種管理)、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2	事後	
令和3年8月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	倶知安町福祉医療課保健指導係 〒044-0003 北海道虻田郡倶知安町北3条東4丁目保健福祉会館	倶知安町福祉医療課保健指導係 〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地	事後	
令和3年8月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 （平成31年4月1日 時点）	1万人以上10万人未満 （令和3年8月3日 時点）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7項 別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	(情報照会) 番号法第19条第8項 別表第二の16の2、17、18、19の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第二16の2の項、115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2	事後	
令和4年1月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2	事後	